

## 専用水道緊急停止報告 審査基準

### 水道法

#### (給水の緊急停止)

第二十三条 水道事業者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。

2 水道事業者の供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つた者は、直ちにその旨を当該水道事業者に通報しなければならない。

#### (準用)

第三十四条 第十三条、第十九条(第二項第三号及び第七号を除く。)、第二十条から第二十二條の二まで、第二十三条及び第二十四条の三(第七項を除く。)の規定は、専用水道の設置者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

### 水道法施行細則

#### (給水の緊急停止の報告)

第二十条 専用水道の設置者は、法第三十四条第一項において準用する法第二十三条第一項の規定により給水の緊急停止を行ったときは、専用水道緊急停止報告書(別記第二十七号様式)により、直ちに知事に報告するものとする。